

下郷町長選挙のお知らせ

下郷町選挙管理委員会

平成29年9月24日（日）を投票日とする下郷町長選挙が予定されております。投票日当日に都合により投票所に行くことができない方は、期日前投票や不在者投票により投票することができます。また、身体等の故障をお持ちの方は郵便等による不在者投票も行うことができます。不在者投票や郵便等による不在者投票には、投票に先立ち申請手続が必要となりますのでお早めに選挙管理委員会事務局へご連絡下さい。

① 期日前投票

仕事や旅行等のため投票日（9月24日）に投票所へ行くことができない方は、期日前投票により投票することができます。下郷町長選挙の期日前投票は、次の期間・場所で行われる予定です。

期 間	平成29年9月20日から平成29年9月23日までの 4日間 午前8時30分 から 午後8時00分 まで
場 所	下郷町役場1階 101会議室

② 不在者投票

病院や他市区町村に滞在し、投票所へ行くことができない方は、不在者投票により投票することができます。事前に不在者投票用紙請求の手続きが必要となりますのでお早めに選挙管理委員会事務局へご連絡下さい。

③ 郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票は、お住まいの住所地で投票用紙に候補者名を記入する制度です。この投票制度は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの方で、次のような障害のある方（○印の該当者）又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められており、利用には事前の手続きが必要となります。お早めに選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

身体障害者手帳				戦傷病者手帳				介護保険の 被保険者証	
障 害 名	障害の程度			障 害 名	障害の程度				要介護状態区分
	1級	2級	3級		特別 項症	第1 項症	第2 項症	第3 項症	
両下肢、体幹、 移動機能の障害	○	○	△	両下肢、 体幹の障害	○	○	○	「要介護5」	
心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○	心臓、じん臓、呼吸 器、ぼうこう、直腸、 小腸	○	○	○		
免疫	○	○	○						